

令和8年度いわき市ICTコーディネータ業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和8年度いわき市ICTコーディネータ業務委託

2 事業目的

いわき市（以下「本市」という。）では、令和8年3月に「いわき市デジタル化推進基本方針」を策定（令和8年3月13日市公式ホームページで公表）し、市民サービスや職員の生産性の向上などの分野におけるデジタル活用の取組を一層、拡充し、さらに、情報技術を取り巻く社会情勢の変化や最新の技術に対応した効果的な施策を計画的に推進していくこととしている。

いわき市ICTコーディネータ業務（以下「本業務」という。）は、新たな情報化事業の実施や情報システムの調達・運用の適正化等を図るため、情報通信技術等に関する高度な専門的知識や経験等を有する事業者へ委託し、外部専門家として見積書の精査や運用状況の調査、各種情報システムの調達管理、その他、情報化事業全般について支援を行う業務である。

今後も新たな情報通信技術へ適切に対応しながら、情報システムに関するコストの削減や情報システム全体の最適化に向けた取組を進めるため、本業務を実施するものである。

3 履行期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

本市の指定する場所

5 委託業務の内容

本業務における委託内容は、次のとおりとする。

なお、詳細は、本市と受託者が協議の上、決定することとする。

業務	情報システム事業に関する内容・見積精査支援
1 業務 内容	<p>情報システム事業における調達・改修等に関する適切な予算化・事業化に向け、専門的見地から各事業の内容や見積書の内容の精査を行い、適切な調達コストの算出等に関する支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 事業内容ヒアリング：20件程度 市デジタル化推進基本方針アクションプラン（令和8年3月13日市公式ホームページで公表）のローリングに係る情報システム事業のヒアリングへの出席、報告書作成等を行う。○ 内容・見積精査件数：40件程度 次年度の予算要求や当該年度内の発注に係る事業者から徴取した見積書について、仕様書との整合性、機器の構成、工数などの内容について精査し報告書を作成する。

2	業務	情報システム事業に関するプロジェクトマネジメント支援
	業務内容	<p>情報システムの調達にあたり、調達関連書類（仕様書・企画提案書等）の作成支援や調達審査への参加、開発工程における進捗・品質・コスト等の管理など、一連の調達プロセス全体について支援を行う。</p> <p>○ プロジェクトマネジメント支援件数：5件程度</p>

3	業務	社会保障・税番号制度対応支援
	業務内容	<p>社会保障・税番号制度における各種相談・助言、情報提供等を行う。</p> <p>○ 特定個人情報の安全管理措置に関する支援：5件程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部点検の実施支援 ・ 立入検査等に関する相談・助言、情報提供 <p>○ 各種相談・助言、情報提供：5件程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報連携に係る相談・助言、情報提供 ・ マイナポータルに係る相談・助言、情報提供 ・ 情報システムの構築、改修、ハード強化等に係る情報提供 ・ 特定個人情報保護評価の見直し等に係る相談及び助言 <p>○ 特定個人情報保護評価書の点検：15件程度</p>

4	業務	システム最適化支援
	業務内容	<p>情報システムのセキュリティの向上と運用・保守の適正化に向け、個別システムを対象に実施する情報システム監査における支援を行う。</p> <p>また、行政DXの推進に関する相談・助言、他市の事例や先進的な技術に関する情報提供を行う。</p> <p>○ 情報システム監査：10件程度</p> <p>資料の精査、ヒアリングへの出席、監査調書・報告書の作成等を行う。</p> <p>○ 情報システム監査（追跡調査）：10件程度</p> <p>前年度の監査の追跡調査に係る資料の精査を行う。</p> <p>○ 行政DXの推進に関する相談・助言等：5件程度</p> <p>行政DXを推進するための相談・助言のほか、具体的な実施手法や事例等に関する情報提供等を行う。</p>

5	業務	その他
	業務内容	<p>1～4の業務以外で、本市情報化の推進及び情報システムの適正化に向け、有益と思われる事項について、相談及び助言、改善提案を行う。</p> <p>○ 「いわき市デジタル化推進基本方針」（令和8年3月13日市公式ホームページで公表）の見直しに係る情報提供</p> <p>「いわき市デジタル化推進基本方針」の見直しに向けて、国や情報通信技術の最新の動向等について情報提供を行う。</p>

6 委託業務の実施方法

「5 委託業務の内容」の実施にあたっては、契約締結時に本市及び受託者の協議により本業務の詳細内容及び各作業の実施時期等を決定するものとする。

7 作業実施に係る条件

- (1) 受託者は、本業務について第三者に委託してはならない。
ただし、業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務について、事前に本市の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 本業務の実施にあたって要する費用は、すべて受託者の負担とする。
- (3) 受託者は、業務開始にあたり、作業の詳細な実施内容や作業の進め方・方法、責任の考え方、役割分担、達成目標等を本市に提案し、本市と協議の上、決定した内容を「業務実施計画書」としてまとめ、本市に提出することとする。
また、作業の詳細項目等に変更が生じた場合は、適切に変更管理を行い、速やかに業務実施計画書を変更の上、本市に提出することとする。
- (4) 受託者は、本業務に従事するにあたり、業務実施責任者（1名以上）を必ず配置することとし、当該業務を円滑に実施できる体制を整備する。
また、受託者は体制整備後、業務実施体制表（本業務に関わるすべての要員の所属、氏名、保有する資格等を含む）を本市に提出することとする。
- (5) 本市の承諾を得ることなく要員を変更してはならない。要員を変更する場合は、あらかじめ本市の承諾を得ることとする。
- (6) 受託者は、業務の進捗及び品質を確保するため、適切なプロジェクト管理を行い、効率的な業務の実施に努めることとする。
- (7) 必要に応じ会議を開催し、受託者は、業務の進捗状況等について本市と協議を行うこととする。
また、会議終了後は、会議録を作成し、本市の承認を得ることとする。

8 成果品

(1) 成果品及び納品期限

本業務により発生する成果品を納品期限までに納品することとする。

本業務では、以下のものを想定しているが、内容等の詳細については受託者と協議の上、決定するものとする。

項番	成 果 品	納 品 期 限
1	業務実施計画書	契約締結後 14 日以内
2	業務実施体制表	契約締結後 14 日以内
3	見積精査報告書	各見積精査完了後
4	会議報告書（会議録）	会議終了後 7 日以内
5	業務完了報告書	令和 9 年 3 月末
6	その他本市との協議により決定した書類	協議の上決定

(2) 納品形式及び部数

成果品は、書類及び電子媒体にて納品することとする。なお、納品形式は次のとおり。

形式	部数	備考
書類	正本各 1 部	
電子媒体	CD-R 等 1 部	データ形式は、本市と協議の上、決定する。

9 委託料の支払方法

本業務に係る委託料の支払いは、いわき市財務規則第 161 条及び第 175 条の規定に基づき、受託者から納品のあった成果物について検査が終了した後、受託者からの適正な請求書に基づき支払うこととする。

10 知的財産権

- (1) 本業務の履行過程で生じた成果品の著作権は、本市に帰属するものとする。また、その権利行使については、相手方の同意及び対価の支払いを要しないものとする。
- (2) 納品される成果品に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、本市が特に使用を指示した場合を除き、受託者は当該著作物の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこととする。

この場合、受託者は当該契約等の内容について事前に委託者の承諾を得ることとし、また、本市は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

なお、本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る利権侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら本市の責に帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理することとする。

11 機密保護・個人情報保護・セキュリティ

- (1) 受託者は、本業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (2) 受託者は、本業務の成果品（業務の過程で得られた記録等を含む。）を本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (3) 受託者は、本業務の履行のために本市が提供した資料・データ等について、本業務以外の目的で使用してはならない。
- (4) 受託者は、本業務の履行において取扱う情報及び情報資産について、いわき市情報セキュリティポリシーに基づいて取扱うこととする。
- (5) 受託者は、個人情報等の取扱いについて、個人情報等の保護の重要性を十分に認識し、業務に関わらず個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

12 その他

- (1) 本市の情報システム事業における調達の実質性及び透明性を確保する観点から、本業務の受託者及びその関連事業者は、本市のシステム設計・開発、システム運用等の業務について、本業務受託期間中及び本業務の影響が及ぶ期間は、受託できないものとする。

なお、関連事業者とは、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者をいう。

- (2) 本仕様に定めのない事項または疑義を生じた事項については、本市と受託者が協議して定めるものとする。